大阪府条例第　　　号

　　　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条

　　　例

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第一条　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （週休日及び勤務時間の割振り）  第三条　（略）  ２・３　（略）  ４　任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び前項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下「単位期間」という。）ごとの期間につき前条第一項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。  ５　任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条第一項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。  　一　子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第八条第五項において同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの  　二　前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの  （週休日の振替等）  第四条　任命権者は、職員に前条第一項、第三項又は第五項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同条第二項から第五項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち三時間四十五分若しくは四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該三時間四十五分若しくは四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。  （時間外勤務代休時間）  第六条の二　任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第二十一条第五項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項から第五項まで、第四条又は第八条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第九条第二項に規定する休日及び第十条第一項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。  ２　（略）  （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）  第八条　任命権者は、第三条第二項から第五項まで又は第四条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。  ２―４　（略）  ５　第一項から前項までの規定は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。）以外」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。  （任命権者等の読替え）  第二十一条　（略）   |  |  | | --- | --- | | （略） | （略） | | 第三条第四項及び第五項、第四条 | （略） | | （略） | （略） | | （週休日及び勤務時間の割振り）  第三条　（略）  ２・３　（略）  （週休日の振替等）  第四条　任命権者は、職員に前条第一項又は第三項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同条第二項又は第三項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち三時間四十五分若しくは四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該三時間四十五分若しくは四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。  （時間外勤務代休時間）  第六条の二　任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第二十一条第五項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第八条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第九条第二項に規定する休日及び第十条第一項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。  ２　（略）  （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）  第八条　任命権者は、第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。  ２―４　（略）  ５　第一項から前項までの規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。）以外」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。  （任命権者等の読替え）  第二十一条　（略）   |  |  | | --- | --- | | （略） | （略） | | 第四条 | （略） | | （略） | （略） | |
|  |  |

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （給料の支給方法）  第九条　（略）  ２―５　（略）  ６　第三項又は第四項の規定により給料を支給する場合であつて、月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第三項及び第五項並びに第四条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。  ７　（略）  （時間外勤務手当）  第二十一条　（略）  ２・３　（略）  ４　前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項から第五項までの規定により割り振られた一週間の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。  ５　第二項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第三項及び第五項並びに第四条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。  　一・二　（略）  ６・７　（略）  （休日勤務手当）  第二十二条　（略）  　一　（略）  　二　勤務時間条例第三条第一項、第三項又は第五項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日が勤務時間条例第三条第三項及び第五項並びに第四条の規定により定められた週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日  ２　（略）  （管理職員特別勤務手当）  第二十四条の二　管理職員特別勤務手当は、第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第三項及び第五項並びに第四条の規定により定められた週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。  ２―４　（略） | （給料の支給方法）  第九条　（略）  ２―５　（略）  ６　第三項又は第四項の規定により給料を支給する場合であつて、月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項及び第三項並びに第四条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。  ７　（略）  （時間外勤務手当）  第二十一条　（略）  ２・３　（略）  ４　前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第三項の規定により割り振られた一週間の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。  ５　第二項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務（勤務時間条例第三条第一項及び第三項並びに第四条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。  　一・二　（略）  ６・７　（略）  （休日勤務手当）  第二十二条　（略）  　一　（略）  　二　勤務時間条例第三条第一項又は第三項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日が勤務時間条例第三条第三項及び第四条の規定により定められた週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日  ２　（略）  （管理職員特別勤務手当）  第二十四条の二　管理職員特別勤務手当は、第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項及び第三項並びに第四条の規定により定められた週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。  ２―４　（略） |
|  |  |

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第三条　職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）  第十二条　育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。  　一　勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員　次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）  　　イ　四週間ごとの期間につき八日以上を週休日（勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。  　　ロ　四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。  　二　勤務時間条例第三条第四項の規定の適用を受ける職員　日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあっては、人事委員会規則で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。 | （育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）  第十二条　育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務の形態（育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。  　一　四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。  　二　四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。 |
|  |  |

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （第一号任期付研究員の裁量による勤務）  第七条　（略）  ２―４　（略）  ５　勤務時間条例第三条第二項から第五項まで、第四条、第六条の二及び第十条の規定は、第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。 | （第一号任期付研究員の裁量による勤務）  第七条　（略）  ２―４　（略）  ５　勤務時間条例第三条第二項及び第三項、第四条、第六条の二並びに第十条の規定は、第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。 |
|  |  |

　　　附　則

　この条例は、令和四年一月一日から施行する。